

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
<http://www.mssa.jp>

令和6年11月14日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

令和6年度警備の日全国大会における記念講演「カメラと個人情報保護法」資料について（ご報告）

令和6年11月11日（月）、全国警備業協会主催による警備の日全国大会が開催されました。

個人情報保護委員会参事官補佐（弁護士）小林貴樹様による記念講演がありました。施設警備業務を行う上で防犯カメラの管理運営についてのポイントとなりますので、配付資料を掲示します。

なお、宮城県でも設置運営に関するガイドラインを公表しておりますので宮城県庁ホームページで確認してください。

[防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン - 宮城県公式ウェブサイト](#)

一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣

カメラと個人情報保護法

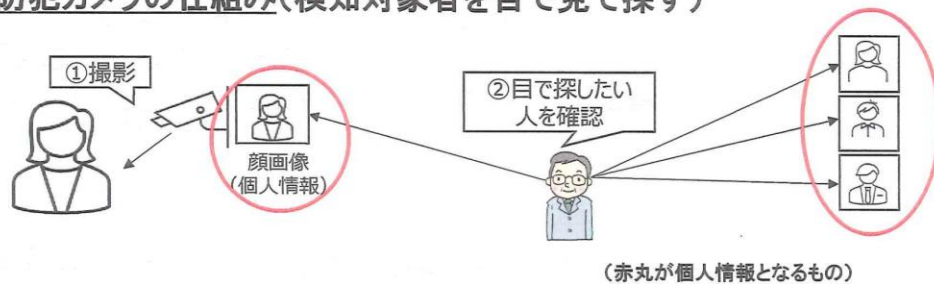
令和6年11月



I. 防犯カメラ (1) 従来型防犯カメラ

従来型防犯カメラ（Q&A※1－13）

従来型防犯カメラの仕組み（検知対象者を目で見て探す）



データベースを下記のように作成する場合、特定の個人を識別することができる顔画像に付された発生日時や状況、特徴などの文字情報は、当該顔画像と合わせて全体として個人情報に該当する。

ID	顔画像	発生日時	状況	特徴
1		2021年 9月1日	ドアをこじ 開け立ち入 り禁止区域 に侵入した。	・男性 ・スーツ ・40代
...	...	...	...	...

※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A
(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/)

2

従来型防犯カメラ（Q&A 1－13）

カメラにより特定の個人を識別することができる画像を取得する場合、個人情報を取り扱うことになるため、**個人情報保護法を遵守しなければならない。**

利用目的の特定、通知・公表

- カメラ画像の**利用目的**をできる限り特定し、当該**利用目的の範囲内**でカメラ画像を利用しなければならない。
- 個人情報の**利用目的**を本人に**通知し、又は公表**しなければならない。カメラの設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法第21条第4項第4号）に当たり、利用目的の通知・公表は不要である。

適正取得

- カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、**容易に認識可能とするための措置**を講じなければならない。
(例) 防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示する。
※本人において容易に認識可能であるとしても、上記の措置を講じることにより容易に認識可能とすることが望ましい。

3

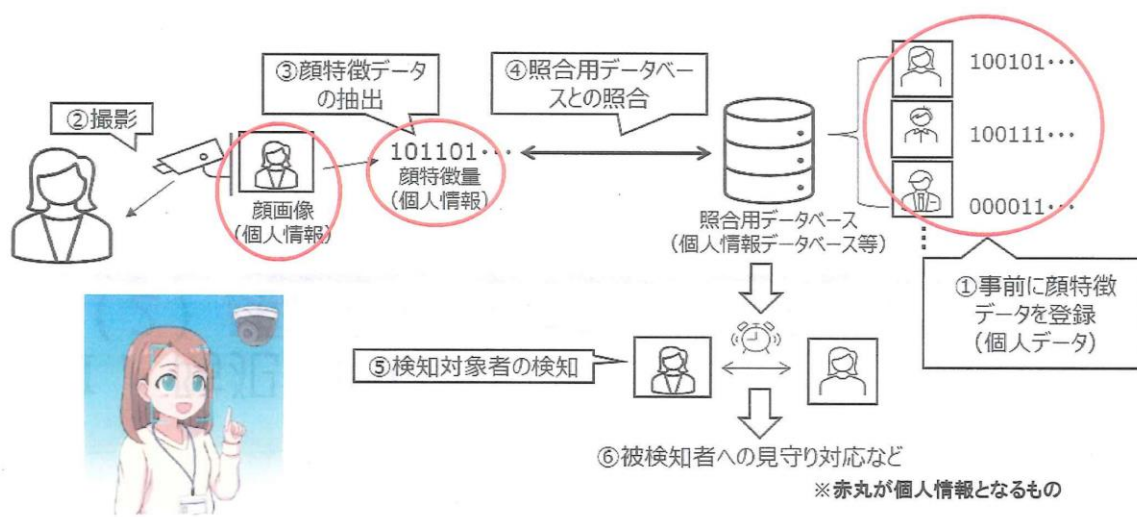
I. 防犯カメラ

(2) 顔識別機能付きカメラシステム

4

顔識別機能付きカメラシステム (Q&A 1 - 14)

顔識別機能付きカメラシステム(検知対象者をシステムで探す)



- ① 検知対象者を定め、事前にその者の顔画像から顔特徴データを抽出し、照合用データベースに登録
- ② 検知したい場所にカメラを設置し、通行者等を撮影
- ③ 撮影された顔画像から顔特徴データを抽出
- ④ 上記③で抽出した顔特徴データを、照合用データベースに登録された顔特徴データと照合
- ⑤ 上記③で抽出した顔特徴データと同一人物である可能性が高い顔特徴データが照合用データベースに登録されていた場合にシステムが検知 (アラート通知等)

5

顔識別機能付きカメラシステムの利点・懸念点

- 顔識別機能付きカメラシステムは、以下の利点と懸念点がある。

利点

- a. **犯罪予防や安全確保に高い効果を有し得る。**
 - ✓ 顔特徴データは不変性が高いため、体格や服装を手がかりにするよりも高い精度で検知・追跡を行うことができる。
 - ✓ 検知された者に対する警備を行うことで、犯罪の発生を防止できる蓋然性が高まる。
 - ✓ 犯罪の被疑者や行方不明者等の検知対象者と複数の顔識別機能付きカメラシステムに映った者を照合することで、迅速に検知対象者を発見することができ、更なる犯罪の発生の防止や、行方不明者の早期発見が可能となる。

懸念点

- a. **不変性と追跡性**（長期、広範囲にわたる個人の行動の追跡が可能）
- b. **自動的、無差別かつ大量の取得**
 - ✓ 撮影範囲に入ったすべての者について、顔画像を自動的・無差別かつ大量に取得可能（被撮影者が顔識別機能付きカメラシステムで取り扱われるかを選択できない。）。
- c. **利用目的の予測困難性**
 - ✓ 被撮影者が、カメラの外観から、顔特徴データが取得されていること、他のデータベースとの照合の有無、どういった分析がされているか認識することが困難。
- d. **差別的効果**
 - ✓ 照合用データベースの作成（どのような登録基準に基づいて登録するか。）において、特定の属性の者への偏見や差別が含まれる等のおそれ。
- e. **行動の萎縮効果**
 - ✓ 本人にとって個人情報の取扱いが明確でないことにより、行動に対する萎縮効果が生じ得る。

6

基本的な考え方

- 新技術の利活用を行うためには、**社会からの理解**を得ることが重要
 - 個人情報保護法に基づく義務を履行するのみならず、**自ら情報発信して透明性を確保することが重要**
- 透明性を確保することの意義
 - a. 被撮影者の**過大な不安を誘発せず、理解や安心を得ること**
 - b. 事業者が自らの**個人情報の取扱いについて精査し、その適正さを検証する機会**になること
 - c. 被撮影者が自らの個人情報の取り扱われ方を知り、**開示等の請求や問合せをしたり、事業者が取組についての社会的評価を受けたりする契機**になり、それらを通じて**より適正な個人情報の取扱いが図られること**

7

顔識別機能付きカメラシステム（Q&A 1 - 1 4）

顔識別機能付きカメラシステムであっても、個人情報を取り扱うことになるため、**個人情報保護法を遵守しなければならない。**

個人情報保護法の遵守項目（利用目的等）

- カメラ画像や顔特徴データ等の個人情報について利用目的の特定、利用目的の通知・公表、適正な取得等のルールを遵守しなければならないのは従来型防犯カメラと同様である。
- 顔識別機能付きカメラシステムの場合には、以下の点が異なる。
 - ✓ 利用目的は**顔識別機能を用いていることを明らかにして特定**しなければならない。
 - ✓ 利用目的は通知・公表しなければならず、法21条4項4号の例外は適用されない。

	顔識別機能付きカメラシステムの場合	従来型の防犯カメラの場合
利用目的の特定	防止したい事項 + 顔識別機能付きカメラシステムを用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)	防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)
利用目的の通知・公表	通知・公表をしなければならない(法21条4項4号には該当しない)	設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要(法21条4項4号)

8

顔識別機能付きカメラシステム（Q&A 1 - 1 4）

望ましい対応

- 施設内（人が出入りする際に目に付きやすい出入口等）での掲示
 - 被撮影者が特に認識しておくべき重要な事項を掲示
- Webサイト等での掲示
 - 詳細な情報を掲示

	掲示事項例
施設内	・システムの運用主体 ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・問合せ先 ・WebサイトのURL及びQRコード等
Webサイト等	・システムを導入する必要性 ・システムの仕組み ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・運用基準（登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等） ・他の事業者への提供（委託、共同利用等） ・安全管理措置 ・開示等の請求の手続、苦情申出先等

顔 識 別 機 能 付 き
カ メ ラ シ ス テ ム
作 動 中

顔識別機能付き
カメラシステムが
作動していることが
一見してわかるような
カメラ等のアイコン

犯罪予防のために顔識別機能付きカメラシステムを利用しています。
※取得した顔画像及びそこから抽出した顔特徴データについて、必要最小限の範囲内において、当社の照合用データベースに登録して利用します。

本件についての詳細は下記URL又はQRコードから当社ウェブサイトをご覧ください。
<https://aqa.com>

お問合せ先 ○○株式会社お客様相談窓口
○○○@△△△

QR

9

顔識別機能付きカメラシステム（Q&A 1－14）

個人情報保護法の遵守項目（登録基準等）

- 顔識別機能付きカメラシステムに登録するカメラ画像や顔特徴データ等の登録基準については、防止しようとする犯罪行為等をあらかじめ明確にし、当該行為の性質に応じ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報に登録されることのないような登録基準としなければならない。
 - 犯罪行為等の防止を目的とするときは、登録基準の内容（登録対象者）は、当該犯罪行為等を行う蓋然性が高い者に厳格に限定し、登録時にも当該犯罪行為等を行う蓋然性があることを厳格に判断することが望ましい。
 - 登録事務を行ういずれの担当者においても同様の判断を行うことができる文書化された統一的な基準を作成するとともに、当該基準に従って一定の運用を行うことができる体制を整備することも重要。
- 顔識別機能付きカメラシステムにより取り扱うカメラ画像や顔特徴データ等は、利用の必要性を考慮して保存期間を設定し、個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない。

10

顔識別機能付きカメラシステム（Q&A 1－14）

個人情報保護法の遵守項目（安全管理措置）

- カメラ画像・顔特徴データ等が個人データに該当する（データベースを構築している）場合には、安全管理措置を講じなければならない。

	具体的な手法例
組織的 安全管理措置	カメラ画像・顔特徴データ等を取り扱う情報システムを使用できる従業員を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等
人的 安全管理措置	従業員に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像・顔特徴データ等の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
物理的 安全管理措置	カメラ、画像データ・顔特徴データ等を保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等
技術的 安全管理措置	情報システムを使用してカメラ画像・顔特徴データ等を取り扱う場合や、IP カメラ（ネットワークカメラ、Web カメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（パスワード設定等の措置がアクセス制御のために適切な場合はかかる措置も含む。）、アクセスログの取得分析により不正利用の有無を監視する 等
外的環境の把握	外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる

- カメラ画像・顔特徴データ等がデータベースを構築していない場合であっても、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましい。
- カメラ画像・顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

11

顔識別機能付きカメラシステム（Q&A 1－14）

個人情報保護法の遵守項目（その他）

- 保有個人データの開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求を受けたときは、個人情報保護法に従って対応しなければならない。

施行令 5 条は、以下の場合を保有個人データの例外として規定

- ✓ 「当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの」（施行令 5 条 1 号）
- ✓ 「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」（施行令 5 条 2 号） 等

※ 上記は例外的な場合であるため、これに該当するかは慎重な判断を要する。

12

顔識別機能付きカメラシステム（Q&A 1－14）

自社が登録しているカメラ画像・顔特徴データ等を、他の事業者の犯罪予防や安全確保のために提供する場合があるが、「**共同利用**」として提供するのであれば、**個人情報保護法の共同利用のルールを遵守しなければならない。**

個人情報保護法の遵守項目（共同利用）

- カメラ画像・顔特徴データ等が個人データに該当する（データベースを構築している）場合には、原則として本人の同意を得なければならない。
 - 以下の事項をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置いて共同利用する場合には本人の同意は不要である。
 - ① 共同利用をする旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 利用する者の利用目的
 - ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 共同利用されるカメラ画像・顔特徴データ等の範囲や、共同利用する者の範囲を、**利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切**である。

13

I. 防犯カメラ

(3) 「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」

本文書について

- 個人情報保護委員会は、令和5年3月29日、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（以下「本文書」という。）をHPで公表した。
- 本文書は、個人情報保護委員会が令和4年1月に設置した「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」（座長：宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授）において8回の議論を行って報告書を取りまとめ、同報告書を当委員会で審議して公表されたものである。
- 本文書は、顔識別機能付きカメラシステムを導入する際の留意する点等として、以下の3点を柱として整理をしている。
 - ① 肖像権・プライバシーに関する留意点
 - ② 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点
 - ③ 事業者の自主的な取組として考えられる事項

本文書の対象範囲

- 本文書は、以下のいずれの条件も満たす場合を対象範囲としている。

取り扱う 個人情報	顔識別機能付きカメラシステムにおいて、顔画像及び 顔特徴データが用いられる 場合を中心とする。
空間的範囲	a. 顔識別機能付きカメラシステムにより顔画像を取り扱うことについて 事前に本人の同意を得ることが困難な、不特定多数の者が出入りする大規模な空間 ➤ 駅、空港等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設が想定される。 b. 特定の地域内の複数の事業者や一事業者内の複数事業所で顔画像及び顔特徴データを共有する場合等、一つ一つの空間は小規模であっても、当該顔画像及び顔特徴データの取扱状況を全体的に見れば、aでの取扱いと同視できる場合
目的	犯罪予防や安全確保 （行方不明者等の捜索等）のため。
主体的範囲	個人情報取扱事業者 を中心とする。 ➤ 交通機関等を運営する地方公共団体のように、個人情報取扱事業者と同様のサービスを提供している主体においても参考にできる。

16

肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点

顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合、被撮影者の肖像権やプライバシーを侵害することのないよう十分留意する必要がある。

- 本文書では、最判平成17年11月10日を基に、肖像権やプライバシー侵害について争われた際の基準や考慮要素を整理し、顔識別機能付きカメラシステムの利用についての注意点を指摘している。

最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁（抜粋）

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する…もともと、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるものであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

「社会生活上の受忍限度」を超えるかの考慮要素として、上記判例にある①被撮影者の社会的地位、②撮影された被撮影者の活動内容、③撮影の場所（範囲）、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性に加えて、⑦撮影された画像の管理方法の7つの要素がこれまでの判例・裁判例で示されてきたことを整理。



顔識別機能付きカメラシステムの利用にあたっては、肖像権・プライバシー侵害とならないように、判例・裁判例において考慮されてきた上記①～⑦等の要素に十分注意する必要がある。¹⁷

肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点

「社会生活上の受忍限度」を超えるかの考慮要素	「社会生活上の受忍限度」を超えるかの判断において、考慮されている事実
①被撮影者の社会的地位 ②撮影された被撮影者の活動内容	写真撮影当時の社会的地位や活動内容
③撮影の場所（範囲）	- 撮影範囲にどこまで含まれるのか - 目的に照らして撮影範囲は問題のない範囲か
④撮影の目的	特定の者の行動を監視する目的か、犯罪防止・迷惑行為防止の目的か
⑤撮影の態様	- カメラの機能（固定され特定の者を追跡して撮影する機能があるか等） - カメラが作動中である旨の周知をしているか - カメラが被撮影者から見える状態であったり、カメラが設置されていることがわかる状態であるか
⑥撮影の必要性	（防犯行為・迷惑行為防止の場合）カメラ設置場所での犯罪行為の発生状況 - カメラ設置の目的を達成するための代替手段の有無
⑦撮影された画像の管理方法	- 保存期間の長さ（例：90時間、2週間、1ヶ月、45日間等） - 撮影された画像を閲覧できる者が限定されているか - 撮影された画像を他の媒体に保存して持ち出すことができないようにされているか

個人情報保護法上の留意点

本文書においては顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合の個人情報保護法上の留意点を述べている。上記Ⅰ（２）で説明した事項以外にも、望ましい事項等が述べられている。

本文書の記載事項（抜粋）

	記載事項
システムの運用に関する運用基準（①登録基準、②対応手順、③保存期間、④登録消去）を定め方等	- 運用基準に従って運用することで、登録される個人データを正確かつ最新の内容に保ち、利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。 - 運用基準を作成するに当たっての有識者等の意見聴取、利用目的の達成を妨げない範囲での運用基準の公表も望ましい。
捜査関係事項照会・弁護士会照会への対応	捜査関係事項照会・弁護士会照会に応じる場合には本人の同意なくカメラ画像や顔特徴データ等を提供できるが、照会事項と関係のない情報を提供することになっていないか等について確認を行うことが重要である。
共同利用の在り方	共同利用する者の範囲は、その範囲を同一業種内に限定したとしても、全国や、ある地域全体といった広い範囲で共同利用することが安易に認められるものではない。

事業者の自主的な取組として考えられる事項

顔識別機能付きカメラシステムにおいて適正に個人情報取り扱いがなされ、個人の権利利益が保護されることや、導入の必要性等について被撮影者や社会から理解を得るために、事業者の自主的な取組として考えられる事項について紹介している。

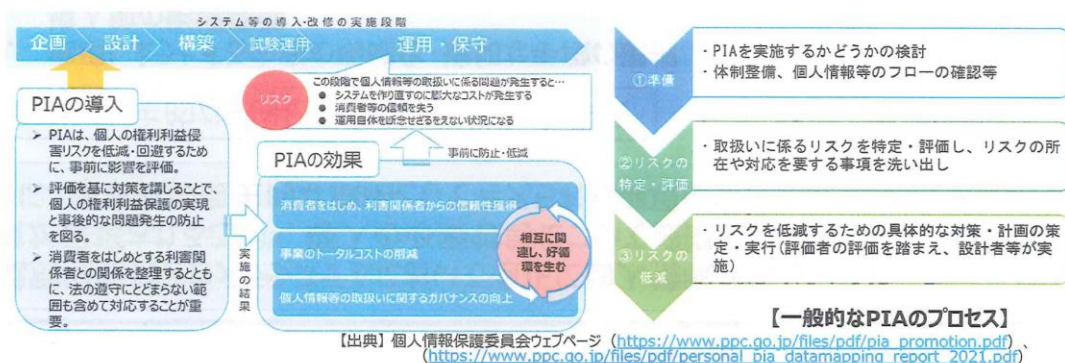
事業者の自主的な取組として紹介されている事項

- a. 実現しようとする内容の明確化・適切な手段の選択
- b. 導入前の影響評価
 - ✓ PIA（個人情報保護評価・プライバシー影響評価）の実施
 - ✓ 一定期間を設けた試験的实施
 - ✓ 新規性のある事案における第三者委員会の設置
- c. 被撮影者への十分な説明
 - ✓ 試験的实施の際や本格的な利用開始前からの広報
- d. 他の事業者との連携
 - ✓ 本システムの必要性や有用性の広報
 - ✓ 導入事例の情報交換を行い知見を集積し、個々の事業者の取組の改善
 - ✓ 認定個人情報保護団体制度の活用
- e. 導入後の検証
 - ✓ 本システムの運用担当者以外の者による内部監査
 - ✓ 新規性がある事案における第三者委員会の設置、透明性レポートの作成・公表

20

（参考）PIA

- PIA（個人情報保護評価）とは、個人情報等の取扱いを伴うシステム構築や事業の開始等の際、個人の権利利益の侵害リスクを低減・回避するために、事前に影響を評価するリスク管理手法。
- 欧米において先行実施されており、EUのGDPR（一般データ保護規則）では、PIAに相当するDPIA（Data Protection Impact Assessment）を規定。
- 我が国では、マイナンバー制度において、特定個人情報保護影響評価の実施が法定。また、民間では、自主的にPIAを実施する事業者が増加し、2021年1月には国際規格（ISO/IEC 29134：2017 Information technology - Guidelines for privacy impact assessment）がJIS化（「JIS X 9251プライバシー影響評価のためのガイドライン」）。
- 個人情報保護委員会では、「PIAの取組の促進について -PIAの意義と実施手順に沿った留意点-」（2021年6月）や電気通信・IT・金融等分野におけるPIA事例の調査・分析等に関する「個人情報保護に関する民間の自主的な取組の在り方に関する調査（報告書）」（2022年3月）を公表。



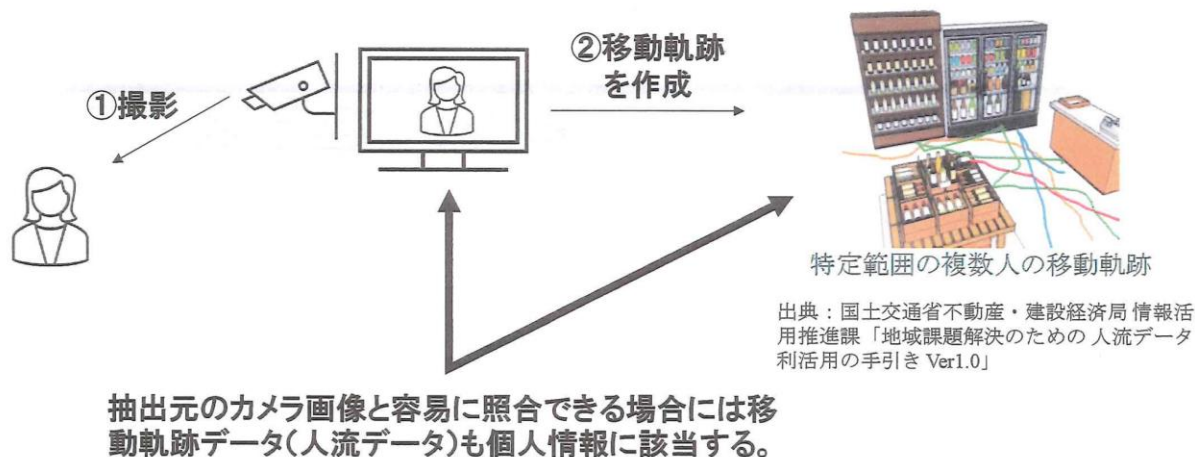
21

Ⅱ. 商用目的の従来型カメラ

22

商用目的の従来型カメラ（Q&A 1－12）

カメラ画像から抽出した性別や年齢といった**属性情報**や、人物を全身のシルエット画像等に置き換えて作成した店舗等における**移動軌跡データ（人流データ）**のみであれば、抽出元のカメラ画像や個人識別符号等**特定の個人を識別することができる情報と容易に照合することができる場合を除き、個人情報には該当しない。**



23

商用目的の従来型カメラ（Q&A 1－15、1－16）

カメラ画像を商用利用する場合であっても、個人情報を取り扱うことになるため、**個人情報保護法を遵守しなければならない。**

例：電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影した本人の顔画像から、性別や年齢といった属性情報を抽出し、当該本人向けにカスタマイズした広告を電光掲示板等に表示する

※ 顔画像を直ちに削除したとしても、個人情報保護法を遵守しなければならない。

個人情報保護法の遵守項目

- カメラ画像の個人情報について利用目的の特定、利用目的の通知・公表、適正な取得等のルールを遵守しなければならないのは従来型防犯カメラと同様である。
- 従来型防犯カメラの場合とは、以下の点が異なる。
 - ✓ 上記例の場合には、顔画像から抽出した**属性情報に基づき広告配信が行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定**しなければならない。

例：取得したカメラ画像から性別・年齢といった属性情報を抽出し、性別・年齢に応じたサービスに関する広告のために利用いたします。
 - ✓ 利用目的は通知・公表しなければならず、法21条4項4号の例外は適用されない。

※ なお、商業目的のために顔特徴データを取得する場合については、Q 1－13、O 1－14及びO 1－16を参照のこと。

24

Ⅲ. サーマルカメラ

25

サーマルカメラ

サーマルカメラを使用する事業者等の皆様へ

令和5年9月13日
個人情報保護委員会

サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の
留意点について（注意喚起）

新型コロナウイルス感染症の対策のために急速に普及したサーマルカメラ（赤外線を検知して温度を計測するカメラ）には、顔画像を取得する機能を有するものがあることが確認されている。

特定の個人を識別することができる顔画像は「個人情報」（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項）に該当するため、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得している場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等は、当該サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていることになる。また、サーマルカメラにより取得した個人情報に該当する顔画像を含む情報の集合物が、特定の個人に係る画像情報を検索することができるようになっていたり、電子計算機を用いて特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成されている場合には、当該顔画像を含む情報の集合物は「個人情報データベース等」（法第16条第1項）に該当する。

サーマルカメラを使用する事業者等においては、当該サーマルカメラの取扱説明書等により、当該サーマルカメラが、特定の個人を識別することができる顔画像を取得する機能を有しているかどうか等を確認の上、下記の留意点を踏まえ、法の規律に従い、個人情報を適正に取り扱っていただきたい。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等のほか、以下に示すカメラに関するQ&Aも必要に応じて参考にいただきたい。

○カメラに関するQ&A（『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&Aより抜粋）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_QA.pdf

記

1 サーマルカメラにより「個人情報」（法第2条第1項）を取り扱う場合の留意点について

サーマルカメラを使用している「個人情報取扱事業者」（法第16条第2項）は、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得する等、個人情報を取り扱っている場合、サーマルカメラにより取り扱う個人情報について、以下に特に掲げるものを含め、法の規律を遵守すること。

(1) 個人情報である顔画像等の利用目的をできる限り具体的に特定するとともに（法第17条第1項）、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法第21条第4項第4号）に当たらない場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表すること（法第21条第1項）。

例えば、特定した利用目的を、ホームページ等において公表する。サーマルカメラの設置場所に分かりやすく掲示するといった方法が考えられる。

(2) 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと（法第20条第1項）、サーマルカメラの設置状況や外観等から、サーマルカメラにより検温が行われているのみならず、自らの個人情報が取得されていることが本人において容易に認識可能としない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じること。

例えば、サーマルカメラが顔画像を取得している旨をサーマルカメラの設置場所に掲示するといった方法が考えられる。また、設置状況等からサーマルカメラにより自らの個人情報が取得されていることが本人において容易に認識可能であったとしても、このような掲示等の措置を講じることにし、より容易に認識可能とすることが望ましい。

2 サーマルカメラで取得した顔画像の情報が「個人情報データベース等」（法第16条第1項）を構成する場合の留意点について

個人情報取扱事業者がサーマルカメラにより取得した、特定の個人を識別することができるために個人情報に該当する顔画像が、個人情報データベース

26

サーマルカメラ

ス等を構成する場合、法における「個人データ」（法第16条第3項）を対象とする規律が適用されるため、以下に特に掲げるものを含め、法の規律を遵守すること。

(1) 顔画像を含む個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めること（法第22条）。

(2) 法第23条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等に従い、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

例えば、サーマルカメラにより取得した顔画像等を取り扱う従業員を限定する、管理者及び従業員の取扱いに関する規程等を整備する、従業員に対する研修等を実施する、顔画像が保存されたサーマルカメラ等の盗難又は紛失等を防止するために設置場所等に応じた適切な安全管理を行う、顔画像のデータをネットワーク上で取り扱う場合に適切なアクセス制御等の措置を講じることが考えられる。

(3) 特に、使用したサーマルカメラが不要になり、廃棄したり、中古品として売却したりする場合には、上記2の安全管理措置（法第23条）の一貫として、当該サーマルカメラに保存された個人データを復元不可能な手段で消去する等、個人データの漏えい等を防止するために必要な措置を行うこと。

例えば、専用のデータ削除ソフトウェアを利用する、顔画像のデータが保存された電磁的記録媒体等を物理的に破壊するといった方法が考えられる。

(4) なお、サーマルカメラにより取得された特定の個人を識別できる顔画像が、個人情報データベース等を構成していない場合には、個人データとして法第23条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該顔画像が漏えい等することがないよう、各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましい。

以上

27